

お知らせ

平成 3 0 年 4 月 2 日
宇部市上下水道局財務課 管財係

建設工事の入札・契約制度の見直しについて（その2）

このことについて、下記のとおり入札契約制度の改正をしましたので、お知らせします。

記

1 工事成績採点の審査項目別運用表（土木工事用）の改正について

請負金額が300万円以上の土木系工事について、よりきめ細かな工事成績評定を実施するため、「工事成績採点の審査項目別運用表（土木工事用）」の改正をしました。

(1) 主な改正内容

技術検査職員の審査項目の見直し

- ・出来形について、「構造物解体・撤去工事」を追加。
- ・品質について、24工種（「構造物解体・撤去工事」、「橋梁補修・修繕工事」など）を追加し、6工種（「管水路工事(パイプライン)」など）において、ばらつきで判断不可能の評価工種を拡大。
- ・出来ばえについて、24工種を追加（品質と同様）。

(2) 施行日

平成30年4月1日、同日以降検査する工事から適用。

(3) その他

改正後の「工事成績採点の審査項目別運用表（土木工事用）」については、上下水道局ホームページで公表しています。

2 総合評価競争入札における工事成績評定点の取扱いの見直しについて

総合評価競争入札（設計金額が1億円以上の土木一式工事）の評価項目のうち、「過去2年間（過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間）の宇部市発注工事における工事成績評定点の平均点」について、競争性を確保するため、評価対象工事の取扱いの見直しました。

(1) 見直しの内容

評価の対象となる工事成績評定点において、維持管理工事又は構造物解体・撤去工事など、出来形、品質又は出来ばえが評価できない工事については、原則として、平均点の算定対象工事から除外する。

(2) 施行日

平成30年4月1日、同日以降公告する工事から適用。